

# 「防災・減災のための放送利用行動計画（改訂版：第 1.5 次）」

平成 25 年 1 月 15 日

災害発生に際し、一人でも多くの住民に迅速、正確、確実に情報を伝えることや、被災地の被災者の生活を支えていく情報を提供し続けていくことは、地域に根差して活動する放送メディアの役割である。防災・減災のために行動する本計画には、信越総合通信局のほか、次の者が参加している。

地方公共団体：別表 1

放送事業者：別表 2

支援事業者：別表 3

## 1. ビジョンの共有

普通のテレビは、停電があると視聴できなくなる。避難中の視聴も難しい。このため、災害時のラジオ放送の役割には、今も期待が大きい。既にどの世帯にも普及しているラジオ端末であれば、外出先や、車中や、屋外での作業中にも、情報を届けやすい特長がある。

臨時災害放送局は、災害時に限って開局することができる臨時かつ一時的なラジオ局である。FM 波（超短波）を使って、市町村が自ら放送を行うことができ、東日本大震災のときにも活躍をしている。最大出力 100W の臨時災害放送局の放送は、最大 20W のコミュニティ FM 放送（以下、「CFM」という。）に比べると、放送波が広域に届く。建物の中にも伝わりやすい。いつ起きても知れない災害の被害軽減のために現行制度でもただちに準備でき、既存の放送設備等を活用できるので比較的容易に行動できるが、周波数利用の点で余裕がないと開局できず、開局に手間取るようなことがあると、住民への情報提供に遅れが生じる恐れもあるので、計画的に準備をすれば、防災行政無線を補完する手段として活用することもできる。

本行動計画への参加者は、それぞれの立場から長野県内の災害被害の軽減のために主体的に行動することを、共通の目標とする。

### 1-1 基本方針

臨時災害放送局の放送を使った住民への情報伝達に備えることを主な目的として、本行動計画への参加者は、次の基本方針の下に行動する。

1-1-1 市町村は住民のために行動し、放送事業者は自らの視聴者のために行動することを基本としつつも、その上に、市町村間や放送事業者間の「共助」の仕組みを構築する。

1-1-1-1 市町村間で助け合う

1-1-1-2 放送事業者が市町村を支援する

1-1-1-3 放送事業者同士が応援する

1-1-2 臨時災害放送局を開局する市町村を、被災地の放送事業者だけでなく、被災していない地域の放送事業者も支援する。

1-1-3 臨時災害放送局の放送を主としつつも、多様なメディアや情報端末の出現という変化を踏まえて、住民が複数のルートで情報を入手できるように他の伝達手段の充実も同時に進める。

## 1-2 目標

本行動計画への参加者は、次を共通の目標として、それぞれが主体的に行動する。

1-2-1 市町村、事業者、総合通信局等が連携して取り組み、臨時災害放送局の開局支援体制を構築する。

1-2-1-1 災害時に市町村が臨時災害放送局を速やかに開局できるよう、市町村と事業者の「自助」と「共助」の体制を構築する。

1-2-1-2 信越総合通信局は、災害時における臨時災害放送局の効率的・効果的な置局をあらかじめ検討し、「臨機の措置」（電話での免許の申請と付与）に備える。

1-2-1-3 「自助」や「共助」の形によって局の配置は変わるので、関係者の間でよく協議し、連携する。

1-2-1-4 被災地の被災者のために臨時災害放送局を開局する市町村を、ハードとソフトの両面で支援する。

1-2-1-5 関係者間の連携を確認するための演習を、市町村の職員や事業者のスタッフの訓練の機会に活用しながら、具体的な災害発生を想定して行う。

1-2-2 平時のメディアを活用して非常時に対処する。

1-2-2-1 日頃から放送を行うCFM事業者やケーブルテレビ（以下、「CATV」という。）事業者のハードとソフトを活用することで、臨時災害放送局を迅速に開局して、宅内や車内に情報が届きにくい防災行政無線を補完する。

1-2-2-2 CATVのコミュニティチャンネル等を利用した災害関連情報の提供を強化する。

1-2-2-3 CFM事業者やCATV事業者は、平時から地域に密着した情報の収集や提供に努め、被災時の生活支援情報の拠点となる。

1-2-3 災害関連情報の放送スタジオへの伝達を確実にする。

1-2-3-1 防災行政無線を補完して情報を伝えられるよう、市町村の庁舎発の情報が迅速、正確に CFM 事業者や CATV 事業者の放送スタジオに伝わるようにする。

1-2-3-2 市町村の庁舎と放送スタジオの間の情報伝達に、「公共情報コモンズ」を利用する。

1-2-3-3 「公共情報コモンズ」へのデータ入力により、CATV やテレビやラジオ、携帯電話、PC、スマートフォン等への情報配信にも一元的に対処する。

1-2-4 CFM や CATV が所在しない市町村も応援する。

臨時災害放送局の放送業務を CFM 事業者や CATV 事業者に委託できず自ら開局するしかない市町村も、FM ラジオ放送を使ってラジオ端末で防災行政無線の声を聴けるようにする。

1-2-5 臨時災害放送局の送信設備等を融通し合う。

1-2-5-1 被災していない地域から被災した地域に送信設備等を搬送して設置する支援網を構築する。

1-2-5-2 送信設備等を共有するなど、複数の市町村間、CFM 事業者間及び CATV 事業者間等で連携する。

1-3 臨時災害放送局の開局準備

次の三種類のいずれかの方法による臨時災害放送局の開局を、本行動計画に参加する市町村ごとに検討する。その結果、複数の市町村の周波数利用が同時に成立しないなどの状況が生じるようであれば、信越総合通信局は、災害被害の軽減を最大化するように周波数を割り当てる。

1-3-1 CFM 活用型

CFM のソフトとハードを活用して、臨時災害放送局を開局する。市町村と CFM 事業者との間に合意があるときに、信越総合通信局は、周波数の割当てを検討し、準備する。

1-3-1-1 CFM の設備を利用して臨時災害放送局を開局する場合、CFM の運用を「休止」して臨時災害放送局を「開局」する手続きになる。どのような場合にどのような条件で「休止」と「開局」を行うのかは、CFM 事業者と市町村が協議し、合意を形成する。

1-3-1-2 20W 上限の CFM のときよりも広域に放送波が届くようになるが、それでも届かない地域をどうするのかといった方針を、市町村は検討し、決定しておく。

1-3-1-3 臨時災害放送局の放送波は周辺市町村にも届くことがあるので、市町村は、その周辺市町村との間で「共助」の関係構築を協議する。

### 1-3-2 CATV 活用型

コミュニティチャンネルのある CATV のソフトとハードも、臨時災害放送局の開局のために活用できる。CFM をベースにする臨時災害放送局の放送波が届かなくとも、CATV をベースにする臨時災害放送局が開局されるならば、そのコミュニティチャンネルの放送番組の中で臨時災害放送局の開局を知らせ、ラジオ端末を準備するよう呼びかけることもできる。CATV 事業者と市町村との間に臨時災害放送局の開局についての合意があるときに、信越総合通信局が周波数の割当てを検討し、準備する。

1-3-2-1 CATV 事業者は、大規模災害時には自局のスタジオからコミュニティチャンネルの独自番組を放送することができる。その番組の音声を臨時災害放送で同時放送（サイマル放送）するだけでも、住民への災害関連情報の提供は充実する。既存のハードとソフトを活用する方法なので、まったく新しくラジオ放送を始める場合よりも迅速、低費用で開局できるし、番組内容も充実しやすい。

1-3-2-2 もともと CATV 事業者は、地域の情報を提供する地域メディアとして利用者に支持されており、営業地域内の情報収集力に優れている。テレビ端末という、高齢者にもなじみある端末に、地元の身近な情報を詳しく配信する力があれば、非常時にも情報からの孤立を防げる。被災者の生活を支援する情報を収集し、編集し、放送する能力のある CATV 事業者のスタジオ設備や専門スタッフ等を活用する。

1-3-2-3 詳細な情報を提供できる有線のサービスに、確実に情報を伝えられる無線の放送を組み合わせることで、CATV 加入者に提供するサービスは充実する。ただし、市町村の全域をカバーしていない CATV 事業者と、全市民を対象としたい市町村の意向に乖離があるときに、CATV 事業者と市町村との間でその費用対効果を協議する。

1-3-2-4 CATV をベースにする臨時災害放送局の放送が周辺の市町村にも届くときには、その放送を周辺市町村も利用できるように、市町村間の連携を協議する。

1-3-2-5 CFM 活用型の臨時災害放送局の放送と、CATV 活用型の臨時災害放送局の放送が、いずれも届く地域がある。放送区域は必ずしも重ならないことや、CFM にも CATV にも平時の番組があり、非常時には視聴者を臨時災害放送局の放送に誘導できることから、両方が別々の臨時災害放送局を運営することも、制度上はあり得る。しかし、利用できる周波数が限られていて周波数利用が逼迫する場合、信越総合通信局は、周波数の割当ての成否を含めて効率的・効果的な利用になるよう調整を進める。

### 1-3-3 防災行政無線サイマル型

CFM や CATV をベースにする臨時災害放送局が所在しない市町村もある。このような市町村では、

CFM 事業者や CATV 事業者に放送業務を委ねることはできないものの、防災行政無線の音声、臨時災害放送局の放送として自ら同時放送することはできる。

1-3-3-1 市町村があらかじめ臨時災害放送局の送信設備等を防災行政無線の設備に併設しておけば、開局の際には、防災行政無線の声を、そのまま放送波に乗せてラジオ端末にも届けられる。ただし、占用できる周波数ではないので、災害時には臨時かつ一時的に開局が認められても、恒常的に防災行政無線を補完する利用はできない。

1-3-3-2 臨時災害放送局の設備を併設しようとする市町村は、アンテナの設置場所や電源の確保等を準備する。アンテナに関しては、防災行政無線の設備がある庁舎の屋上に設置するのが配線や電源確保の面からは好都合だが、放送波の到達範囲の関係で、庁舎から離れた場所に設置しようとする市町村もあり得る。地理的条件等を踏まえて、効果的な立地をあらかじめ検討する。

1-3-3-3 市町村内を広くカバーするには、多くの場合、中継局の設置が必要になるので、計画のある市町村は、信越総合通信局とあらかじめ相談する。

#### 1-4 CFM 活用型の臨時災害放送局開局（1-3-1 の詳論）

CFM 事業者の放送設備等を利用して臨時災害放送局を開局するには、CFM 事業者が自局の放送を「休止」し、その放送設備を臨時災害放送局の「開局」に利用する。CFM 事業者は、当該放送局の運営を市町村から委託されて、連続的に放送を続けることができる。20W の CFM の出力を最大 100W まで増力すれば、放送が聞こえる地域が広がるし、窓際でしか聞こえなかった放送が建物内の奥の方にも届きやすくなる。一人でも多くの住民に危険回避行動を呼びかけるのに、この到達力は、防災行政無線を補完する力になる。

もっとも、市町村が CFM をベースに臨時災害放送局を開局するためには、CFM 事業者と市町村の間に「休止」と「開局」についての合意がなければならない。CFM 事業者に市町村が出資している場合であっても、CFM は、放送法に基づき番組編集の自由を保証されているので、その「休止」は、あくまで CFM 事業者の判断によって行われることが前提である。信越総合通信局としては、市町村と CFM 事業者の間にこの合意が成立しているときに、本行動計画において開局を準備している他の臨時災害放送局の放送波との干渉の発生等を検討し、必要な調整を行い、災害時には「臨機の措置」をもって対処できるよう、準備する。

##### 1-4-1 CFM と同じ周波数の利用

CFM をベースにする臨時災害放送局の放送は、他の放送との間で干渉を引き起こさないように周波数が割り当てられているので、臨時かつ一時の放送として増力したときに、CFM と同じ周波数をそのまま使える可能性は高い。むしろ、CFM から臨時災害放送局の放送に移行したために、CFM の周波数では放送が聴けなくなるようなことがあると、リスナーに混乱を与えてしまう。CFM をベースにする臨時災害放送

局の放送は、可能な限り CFM と同じ周波数を利用するのが望ましい。臨時災害放送局を開局中は CFM を「休止」するが、平時には、同じ周波数で平時には自社の放送を聴いてもらえることを歓迎する CFM 事業者は多い。平時から住民に馴染みある周波数で臨時災害放送局の放送が聴けるよう、信越総合通信局は、周波数の増力のための検討を進める。

#### 1-4-2 市町村の費用負担等

臨時災害放送局の放送は、市町村にとっては直接広報の手段であり、放送の内容はもちろん、放送の期間や時間を決めるのは、市町村の権利であり責任である。臨時災害放送局の費用についてどのような場合にどう市町村が負担するのかも、市町村が放送業務を委託する CFM 事業者と話し合い、決める。

もっとも、費用負担の方法には様々な形があり、一律にはその方法は決まらないし、CFM 事業者と市町村との間の関係はそれぞれに違う。短期間だけの開局であれば、臨時災害放送局として行う放送の費用を特段に取り上げる必要はないかも知れない。しかし、大規模災害時には放送を中長期にわたり継続していかなければならないこともあるので、市町村は、CFM 事業者の運営や体制について話し合い、準備する。

#### 1-4-3 近隣市町村間との連携

臨時災害放送局の放送波は、CFM 事業者が所在する市町村の境界を越えて周辺の市町村にも届くことがある。限られた周波数を一時的とはいえその地域で占有するのだから、周辺市町村が臨時災害放送局を開局しない場合には、境界を越えて来る放送波をその地域の住民への情報提供にも使うことについて、近隣市町村とあらかじめ話し合い、情報提供について合意を形成する。生活圏が同じ近隣の市町村の間では通学、通勤する住民もいるので、CFM 事業者が所在する市町村の住民にもこうした連携は歓迎される。

#### 1-5 CATV 活用型の臨時災害放送局開局（1-3-2 の詳論）

コミュニティチャンネルのある CATV 事業者が所在する市町村では、市町村の臨時災害放送局の開局を、CATV 事業者をベースに進めるのが合理的である。市町村から臨時災害放送局の放送業務を委託されて運用する点は、市町村と CFM 事業者の関係と同じだが、普段は使われていない放送波を使って新しく放送局を開局するので、利用周波数の割当てには準備を要する。信越総合通信局は、まず CFM 活用型の臨時災害放送局が使用する周波数の検討を行い、次に、CATV 活用型の臨時災害放送局が使用する周波数利用を検討する。効率的・効果的な置局となるように必要な協議、調整を行い、「臨機の措置」に備える。

CATV 事業者が具体的にどのように市町村の臨時災害放送局の置局を支援していくのかは、市町村、CATV 事業者、信越総合通信局の間で協議、調整する。その結果は、新たに策定する「ケーブルテレビ事業者による臨時災害放送局開局支援の方針」に反映し、公表する。

### 1-5-1 CATV 事業者の経験と人材

CATV をベースにして臨時災害放送局の放送を開始する際には、まったく新しいラジオ番組を作るのではなく、CATV 事業者のコミュニティチャンネルで放送されている音声を使ってラジオ番組を制作する方法が一つの選択肢となる。コミュニティチャンネルという自主番組制作の経験と人材を臨時災害放送局の放送に活かすことができ、コミュニティチャンネルの番組を充実することにもつながる。一方で、被災後は時間の経過とともに情報量は増大していくので、大きな情報量を扱えるコミュニティチャンネルの有効活用も進める。

一般に、経験の豊かなアナウンサー（パーソナリティ）が語りかける方が慣れない市町村の職員のそれより、分かりやすく伝わる。CATV 事業者にはアナウンサーの他にも専門のスタッフがいて、非常時にも着実に業務を進められる人材がいる。被災後は、様々な情報が飛び交うので、その情報の中から伝えるべき情報を正しく選択して伝えるのにも、放送経験を活かすことができる。

放送事業者であればこそその力は、平時に培われるものなので、訓練も必要になる。CATV 事業者は、こうした期待に応えられるよう、日常の業務の中で取り組む。

### 1-5-2 地域に密着した情報収集力

地域に密着して取材活動等を行うCATV 事業者なので、平時における取材時の経験や人と人とのネットワークは、非常時にも役立つ。被災地の住民が必要とする情報を収集し、その責任において提供するのは市町村には簡単なことではないが、臨時災害放送局の運営を委ねられた CATV 事業者ならば、機動的に動くことができる。

CATV 事業者にとっては、非常時は、平時からのいわば「地域力」を活かす局面であり、地域におけるサービスの差別化や競争力を問われているので、地域メディアとしての存在感が高まるよう、平時における取材力等の強化に取り組む。

### 1-5-3 CATV 伝送路の断線や停電への備え

CATV は、多チャンネルや自主番組という特長がある一方、大規模な地震等で伝送路が断線すると、地上テレビも視聴できなくなってしまう弱点がある。特に、長野県内では、地域によっては全世帯がCATV に加入しているところもあり、情報からの孤立を防ぐための対策が欠かせない。

宅内はもとより避難先でも聴くことができるラジオ放送が、CATV の番組と連動して開始されて CATV のスタジオが詳しい地域の情報を伝えるようになれば、CATV サービスの弱点を補強できる。断線や停電への備えは、CATV 業界全体の課題であり、CATV 各社が協力、連携して取り組む。

## 1-6 防災行政無線サイマル型の臨時災害放送局開局（1-3-3 の詳論）

東日本大震災における臨時災害放送局の活躍を知りながらも、独力での臨時災害放送局の開局や運営は困難とあきらめてきた市町村は少なくない。

臨時災害放送局の開局支援は、CATV 各社にとり自社の地域貢献を示す一つの形であり、同時に、CATV サービス全体に対する信頼を高めることになる。CFM 各社にとっても、自社の放送を地域の住民

に広く知ってもらう好機である。CATV 事業者や CFM 事業者が所在する市町村は、その支援に期待を寄せる合理的な理由がある。

一方で、CFM 事業者や CATV 事業者が所在しない地域も多い。CFM や CATV をベースにする臨時災害放送局の開局が難しい地域では、臨時災害放送局の放送を防災行政無線の補完に活用する方法がある。臨時災害放送局の放送であれば、宅内や車内には届きづらい防災行政無線の声をラジオ端末に届けることができ、災害被害の軽減に効果が期待できる。

高額な送信設備等を自身で保有できる市町村は限られるし、広域の市町村が共同で保有するにしても大規模災害の発生時に開局するには数が足りない。このような状況にあつて、災害発生後に被災地外から送信設備等を搬入して臨時災害放送局を開局する仕組みがあれば、条件が不利な市町村にも開局の可能性が拓ける。このような仕組みの構築に市町村が「共助」し合う者として参加し、CFM 事業者や CATV 事業者がその機動力を持ち寄って体力の弱い市町村も支援するにすれば、大規模災害の被災地の被災者に生活支援情報を提供する手段として臨時災害放送局の放送を有効に活かせるようになる。

CFM や CATV をベースにしない臨時災害放送局の放送では、送信設備等だけでなく、人的な支援も欠かせないので、本行動計画の参加者は、協力して行動する。

#### 1-6-1 防災行政無線の同時放送

防災行政無線の声を臨時災害放送局の放送として同時に伝える方法には、既にいくつかの市町村で CFM を利用する取組みがあり、あるいは、防災行政無線を特別なラジオ端末で受信する取組みもある。どちらも、ラジオ端末を使用する点で共通している。本行動計画の臨時災害放送局の放送も、臨時かつ一時的な放送を普通のラジオ端末で受信できる。CFM や CATV をベースにする臨時災害放送局の放送のように独自の放送番組が放送されるわけではないものの、防災行政無線の音声と同時に臨時災害放送局の放送にもなるので、市町村職員の負担増にはならない。このような運用を準備する市町村に対して、信越総合通信局は、周波数利用の割当てを検討し、調整し、準備する。

#### 1-6-2 ソフト面での市町村支援

東日本大震災では、ラジオ放送は、テレビが映らない停電の最中にも、被災者に情報を伝え、通電後も、テレビが扱わない細やかな情報を伝えた。中でも、臨時災害放送局の放送は、市町村発の情報を伝えるとともに、被災者の情報ニーズに放送局自身が応える情報拠点の役割も果たしていた。防災行政無線の音声を同時放送するだけでは足りず、しかし、市町村の職員だけでは情報内容を充実していくことに限界があるときには、まずは、防災行政無線のサイマル放送から始めて、災害が大規模で長く放送を続けていく必要があるような場合に、番組提供やスタッフ派遣といったソフト面の支援を行えるよう、放送事業者は、検討する。

#### 1-7 県域放送の本行動計画への参画

県域放送は、あまねく県内への放送を特徴としている。このため、被災地の被災者のためだけの放送を



長期にわたって続けていくことには無理がある。他方、情報から孤立しがちな被災地に正しい情報を十分に伝えていくことは臨時災害放送局だけでは難しく、行政から独立しているメディアがその役割を果たしていくことが重要だ。CFMを市町村の放送局開局のために「休止」するのは違って、地域のラジオ放送は、地域放送の番組編集において放送の責任を果たしながら、地域放送事業者として行える支援の具体化に取り組む。

#### 1-7-1 地域放送事業者によるソフト支援

東日本大震災では、被災者が臨時災害放送局のスタッフとして被災地の住民への情報提供を続けた例も多い。CFM や CATV をベースにする臨時災害放送局も、非常時には、外からの応援が必要になることがあるだろうし、臨時災害放送局を単独で開局できない市町村には、長期化する放送への人的支援がないと、放送を継続していくことは難しい。

民放の地域放送事業者には放送を専門とする局内外のスタッフが多数おり、臨時災害放送局を支える人的潜在能力は高い。地域放送は、被災時にはまず自身の放送設備等を復旧し放送を回復して放送法 6 条の 2 の「災害の場合の放送」の責任を果たさなければならないが、その上で、非常時の臨時災害放送局に対してどのような支援を行えるかを、民放の地域放送事業者は、今後検討していく。

#### 1-7-2 地域放送事業者と臨時災害放送局の情報連携

例えば、CFM や CATV をベースとする臨時災害放送局からの情報やレポートを地域放送でも放送する方法や、逆に、地域放送の情報や番組等を臨時災害放送局が番組に取り入れて放送する方法は、臨時災害放送局の放送の期間が長期化するようなときには互恵の関係になり得るので、連携を検討し、準備する。

#### 1-8 臨時災害放送局への免許の付与

信越総合通信局は、臨時災害放送局の放送波が、他の重要な放送波に干渉を与えないよう、周波数の割当ての成否をあらかじめ検討するが、その際には、放送主体の市町村や、運営主体の CFM 事業者や CATV 事業者と協議をし、複数ある開局計画を調整する。

種類や規模、発生地点等が様々な災害に備えるとしても、その全ての可能性について協議や調整を事前につくすことは困難である。災害時に、開局するかどうかの判断は、市町村の首長等が行うので、その判断によって、周波数利用の状況は、変わり得る。それでも、臨時災害放送局の開局のシミュレーションを複数行うことで、非常時にはその応用動作で対処できるようにする。

信越総合通信局は、周波数割当ての目標や、「臨機の措置」に至る手続き、免許期間の考え方等を示す「臨時災害放送局への周波数割当てに関する基本的な考え方」を策定し、その中で、開局を望む市町村との調整の結果等を踏まえた放送利用の可能性を明らかにする。検討の過程では、実際に電波を発射してみて放送波の伝搬をフィールドで検証することも有益なので、市町村等からの求めがあれば、そのための実験試験局免許を付与する。

### 1-9 臨時災害放送局等の運用のための非常電源整備

臨時災害放送局は、その放送局の開局や放送継続のために、停電に備える非常電源を必要とする。CFM 事業者や CATV 事業者、防災行政無線を保有する市町村は、既に非常電源を保有しているが、臨時災害放送局の運用のためには追加的に必要になる場合もあるので、あらかじめ確保する。

信越総合通信局は、自身が保有する移動電源車を、臨時災害放送局の開局やその放送の継続のために被災地に派遣することができる。これらの CFM 事業者、CATV 事業者又は市町村から求めがあった場合に効率的・効果的に派遣できるよう、臨時災害放送局の非常電源等の状況をあらかじめ把握し、情報を整理し、速やかな配車に備える。

近隣の総合通信局にも移動電源車はあるので、大規模災害時の被災地に投入できるようにする。

### 1-10 臨時災害放送局の運用ルール

臨時災害放送局の開局はもとより、放送を継続していく際には、放送主体も運営主体も、法令等に基づく制度に従う必要がある。例えば、臨時災害放送局の放送主体である市町村は、開局のための手続きを信越総合通信局に対して行う必要があり、迅速で正確な行動が求められる。

信越総合通信局は、本行動計画に参加する市町村のために、「臨時災害放送局の開設等に関する手引き」を策定し、公表する。被災直後の混乱時に、より早く、より確実に、臨時災害放送局が開局されるよう、また、各方面からの協力を得て、安定して放送が運営されるよう、臨時災害放送局の開局や運営に関しての手続き等を、分かりやすく説明する。

### 1-11 演習・訓練の実施

本行動計画に定める行動は、関係者の連携によってはじめて成立するものが少なくない。このため、一定の災害発生を想定して関係者が演習を実施するなど、関係者の連携がうまく機能することを平時において確認する。市町村主体で定期的の実施している防災訓練の中に組み入れて行うなどして定着を図る。

また、CFM 事業者や CATV 事業者など放送を運営することになる事業者は、日常の業務の中において、非常時対応についての訓練をスタッフに対し行う。

## 2 送信設備等の準備と支援

臨時災害放送局の放送には、送信設備一式が必要なので、自ら、あるいは広域で共同して調達し、保有する市町村等も存在する。大規模災害では広域の市町村の多数が放送を希望するだろうから、共同保有する場合には、特に、運用や費用分担を当事者の間であらかじめ話し合い、合意しておく。

市町村が「自助」し、「共助」して調達する設備の存在を前提にしてもなお、大規模災害の被災地では送信設備等が不足する事態が生じ得る。本行動計画では、市町村間の「自助」や「共助」を計画することに加えて、CFM 事業者や CATV 事業者、支援事業者の支援を含めた体制整備を進める。

## 2-1 CATV 事業者が常備する設備の利用

被災地から遠い市町村が臨時災害放送局を開局せず、したがって、その地の CATV 事業者が災害時に備えて調達、保有してある設備を、被災地の CATV 事業者や、直接に市町村に対して貸し出すことができる場合がある。そうした設備をうまく利用することで、被災地での臨時災害放送局の開局支援を、CATV 業界の地域貢献としてネットワーク化することができる。

この CATV 事業者による支援体制については、前述の「ケーブルテレビ事業者による臨時災害放送局開局支援の方針」において示し、公表する。

## 3. CATV サービスそのものの災害への備え

臨時災害放送局のラジオ放送は、断線や停電に強く、車中や避難先でも聴くことができる。しかし、音声の放送であるために、聴覚に障害のある人には向かない、音声で伝えられる情報量は少ない、聞き逃すと再確認しにくいといった欠点もある。こうした欠点の一部は、テキストや地図、映像も扱える CATV サービスをもって補うことができる。

少子高齢化が急速に進む地域社会では、「自助」と「共助」の役割が今後高まり、それらを支える情報ネットワークが欠かせなくなる。どこの家にもあるテレビ端末への有線ネットワークと、災害時にも強い無線ネットワークを組み合わせ、地域住民の情報ニーズに応える地域メディアに進化していくことは、CATV サービスが目指す方向である。

平時から地域住民への告知サービスなどに活用されている基盤が防災・減災のためにも利用されるという状況がもっとも望ましい。CATV 事業者は、防災・減災に取り組む中で地域社会への貢献を深めていき、地域社会の情報ニーズに応えられる地域メディアになれるよう、自身のサービスの高度化にも取り組む。

### 3-1 使い慣れたテレビ端末への情報提供

非常時に、市町村は、防災行政無線や広報車等により住民に直接広報する一方、テレビやラジオ等を通じた間接広報を期待して放送局等に情報を伝える。テレビ端末は、音声だけでは伝えにくい情報を伝えられる伝達手段なので、災害関連情報をテレビ画面に提供していくことに、CATV 事業者は、積極的に取り組む。

臨時災害放送局の放送のための番組制作を CATV のコミュニティチャンネルをベースにする場合には、臨時災害放送局の放送番組を充実するために、コミュニティチャンネルの放送番組そのものの充実を進める必要があり、一体的に取り組む。

#### 3-1-1 防災・減災のためのシステムとの連携

防災行政無線の音声を、テレビの放送を中断し、あるいは割り込むようにして放送することは、技術的には難しくない。例えば、防災行政無線の音声を CATV のチャンネルで同時放送することも一つの選択

肢である。

地上デジタルテレビ放送等の再送信を中断することや割り込むことができないとしても、災害時にコミュニティチャンネルを視聴する住民に対して充実した情報を提供していくことは、CATV サービスの地域貢献を深化させていく取組みなので、防災・減災のためのシステムと CATV のシステムの連携を検討する。

### 3-1-2 非音声情報の伝達強化

音声で伝えられる情報量には限りがある。聞き逃しも生じる。音声ラジオでは伝えることが難しい複数の外国語での放送や、耳の不自由な人たちに伝えるための放送には、非音声のデータを用いる方が効果的である。少なくとも、避難勧告等の情報は、CATV のシステムが「公共情報コモンズ」からデータを受け取り、テレビ端末の表現力を使って多様な人たちに情報を伝えるようにすれば、一人でも多くの人に危険回避行動を促すことができる。特に、信越は、現在も長期滞在する外国人の学生や就労者や旅行者があり、そうした外国人の母国語で避難誘導を行い、被災したときにはその生活を支援していく必要がある。少子高齢化が進む地域社会が国際的に開かれた姿に移行していくためにも、CATV サービスとして外国語対応に積極的に取り組む。

### 3-2 防災行政無線の宅内端末の代替

CATV が無線の放送を運営し、断線や停電のときにも情報が途絶えないようにする工夫としては、携帯できる端末を CATV サービスの一部に組み入れる方法がある。

宅内や車内では聞こえにくい防災行政無線の声を聞こえるようにするだけであれば音声のラジオ端末で足りる。一方、災害関連情報や平時の行政情報サービスの提供へと CATV のサービスが進化し、屋外にも持ち出せる端末ということだと、音声放送のラジオ端末のままでは難しい。デジタル防災行政無線の宅内配備を代替できるかも知れない強力なデジタルメディア放送について総務省が制度検討を進めているので、CATV 事業者としては、自らが災害時の地域情報拠点となるためにこうしたメディアとどう関係していくのかを検討する。

#### 3-2-1 デジタル防災行政無線の補完・代替

信越は、寒冷地のため、窓は二重サッシで密閉性の高い住宅が多い。特に冬季は風雪が厳しいので、拡声機では聞こえづらく、宅内端末へのニーズは高い。

アナログ防災行政無線の設備・端末を更新できない、そもそも同報系の防災行政無線を整備していない市町村は全国的にも数多くあり、一部の市町村では、デジタル放送の受信端末を防災行政無線の宅内端末の代わりに配備する検討が進んでいる。臨時災害放送局の放送は、帯域を占有できない、臨時かつ一時的な放送であり、音声しか伝えられないので、臨時災害放送局の放送が防災行政無線の代わりになることはないが、新しいデジタル放送にはその可能性があるため、関心のある市町村等は、関係者とともにフィージビリティ等の検討を進める。

#### 3-2-2 持ち出せる端末のイメージ

CATV サービスの高度化の一つの形は、災害時には屋外に持ち出せる情報端末を備えることであり、今後の端末進化にも適応できる端末機能は、

3-2-2-1 平時から CATV 回線経由の情報端末として利用できる

3-2-2-2 災害時には臨時災害放送局の放送を受信できる

3-2-2-3 常に県域放送を受信できる

3-2-2-4 V-Low マルチメディア放送（注）が導入された際にはその緊急警報放送（EWBS）を受信できるイメージである。V-Low マルチメディア放送については、防災行政無線の宅内端末に代替する用途の検討の進捗を見ながら、CATV サービスとしての適応を、今後検討する。

注： 地上デジタルテレビ放送への移行で誕生したアナログテレビ放送の周波数の「跡地」を利用する、新しいデジタル放送の一種。県域を原則とする放送波であって、防災・減災への利用の実証実験が東北、関西等で進んでいる。

#### 4. 「公共情報コモンズ」の利用

臨時災害放送局の運用を CFM 事業者や CATV 事業者に委ねる理由の一つは、そのハードやソフトの資産を防災・減災に活かすことができるからである。加えて、これら放送事業者のスタジオからの放送は、仮に市町村の庁舎や設備等が被災するなどして防災行政無線が作動しないときにも住民のラジオ端末に情報を伝える手段になり得る場合がある。ただし、その前提として、市町村の庁舎と放送事業者のスタジオの間の情報伝達が迅速、正確、確実でなければならない。例えば、市町村が避難勧告を発令したことを住民に知らせる臨時災害放送局の放送は、防災行政無線と同時に行為されるのが望ましく、そのためには、放送事業者のスタジオに時間差なく情報が伝わる仕組みが必要になる。このため、庁舎から臨時災害放送局のスタジオに、ほぼリアルタイムに情報を伝達する方法として、そして、ただちに導入できる手段として、「公共情報コモンズ」を利用する。

##### 4-1 広域化する生活圏への対応

通学や通勤などの生活圏は、車の普及などによって周辺市町村へと広がっていることが多い。外出中にも自宅のある地域の情報を知ることができ、留守居の家族は通勤先等の地域の情報を入手できるのでない、災害が発生した際の安心につながらない。「公共情報コモンズ」の利用が周辺の市町村でも進めば、必要とする地域の情報も知ることができるようになるので、広域での利用を推進する。

臨時災害放送局の放送は、周辺市町村にも届きやすいが、届かない地域の情報も、生活圏内の情報はなるべく伝えるようにする必要がある。臨時災害放送局で放送する内容については、広域の市町村間であらかじめ話し合いを持つなど、連携を進めるよう努める。結果、周辺市町村の情報も放送する場合には、広域の情報が放送スタジオにいながらにして把握できるシステムが欠かせなくなるだろうから、そのためにも「公共情報コモンズ」を活用する。

また、災害発生直後から復興まで、時間の経過とともに、取り扱う情報は変化していくので、利用のルールやマニュアルの整備といったことも課題になることから、本行動計画への参加者は、協力して取り組む。

#### 4-2 多様なメディアへの対応

テレビやラジオの放送、エリアメール、インターネットサイトなど、メディアの種類が増え、情報端末も多様化が進んでいる。しかし、高度化、多様化が進むメディアや情報端末に対応して、市町村の職員がデータ入力などで対処していくには限界がある。作業の負担が増せば、ミスも生まれやすくなる。そうでなくても、タイムリーな情報提供は難しい。災害対応で混乱する状況下にあっても、多様なルートで、正確に、迅速に、確実に、住民に情報を伝えることができるよう、「公共情報コモンズ」への一度のデータ入力をもって一元的に対処できる仕組みを構築していく。

#### 4-3 システム間連携の推進

情報の発信者と伝達者が1対1に情報をやり取りする方法の問題点は、発信者や伝達者の数が増える度にシステムが複雑化していくところにある。共通基盤（コモンズ）を用いて発信者の入力を簡略にし、受信者の入手できる情報を増やす取組みが「公共情報コモンズ」であり、入力あるいは発信する情報を一定の標準仕様に準拠するようにすることで、問題解決が図られている。

「公共情報コモンズ」は、出力に関しては一部の放送事業者の放送システムとの連携が各地で進みつつある。一方、入力に関しては、県の防災システム経由の接続は各地で進みつつあるが、市町村から細やかな情報が入力され、ただちに住民に配信されている事例はまだ少ない。

長野県での「公共情報コモンズ」の利用も、出力、入力ともにまだ限定的で、市町村発の細やかな情報が円滑に入力されるようにし、その情報が放送やインターネットサイト等の多様なメディアに出力されるようにしていくことが、「公共情報コモンズ」利用の効用を高め、本行動計画が目指す正確、迅速、確実な災害関連情報の伝達につながる。

このため、「公共情報コモンズ」の利用については、広域での市町村の参加を推進し、情報の“出口”となるメディア展開も推進するようにし、市町村にとっての“入力”価値も高まるよう、本行動計画への参加者は、協力して取り組む。

#### 4-4 Web 上での情報配信

「公共情報コモンズ」には、ネット企業も参加している。こうした企業のシステムが「公共情報コモンズ」のシステムと連携すれば、住民は、市町村が入力した情報を Web 上のポータルサイト等からも入手できるようになる。Web 上での配信なので、PCだけでなくスマートフォンのような端末にも情報を伝えられるようになるし、あらかじめ登録してある地域の情報はもちろん、GPS 機能を搭載している情報端末であれば、災害が発生した際にたまたま居合わせた地域の情報をただちに入手して危険回避行動に役立てることができるようになる。放送とは違うので、ネットワークの輻輳等は起き得るが、二重、三重の情報伝達方法を追求すべきであって、Web 上での情報配信は、その意味で、強力かつ個性的な伝達手段である。

#### 4-4-1 配信事業者の説明責任と希望市町村のデータ配信

放送では、「公共情報コモンズ」の情報は番組の素材であり、その情報を基に放送が行われる場合、例えば、臨時災害放送局の放送については市町村、CATV 事業者のコミュニティチャンネルの放送については CATV 事業者に放送法上の編集の責任が所在する。これに対し、インターネットサイトでの情報配信の場合、利用者に情報を伝える主体は放送局ではないので、放送法上の編集責任を負わない。このような事情があるので、本行動計画に参加する支援事業者が「公共情報コモンズ」に入力された市町村のデータを自社のサイト等に掲載し配信する際には、配信事業者が、入力される全てのデータ項目が配信されるわけではないこと、配信されるデータは配信事業者が編集することなく自治体が入力したままに配信されること、情報が間違っていた場合には迅速に修正・訂正する体制を備えていること等を本行動計画に参加する市町村等に対して説明し、その上で配信を希望する市町村のデータを配信する。

#### 4-4-2 アプリケーション等の開発

「公共情報コモンズ」は、災害発生の際に限らず、平時にも行政情報の配信に利用できる。臨時災害放送局は、臨時かつ一時的な放送しか行えず、平時には放送されないが、「公共情報コモンズ」は、臨時災害放送局の放送のためだけに利用するのではない。CATV サービスやインターネットサイト、新しいデジタル放送も含めた多様なメディアや情報端末への情報配信手段として本格的に活用が進むよう、本行動計画への参加者は、それぞれの分野で、自治体クラウド、端末機器、サイトのアプリケーション等の開発にも取り組む。

#### 4-5 課題解決のための支援事業者の協力

河川上流域の水位、勤務先と自宅を結ぶ道路状況などの情報は、しばしば市町村の行政区域を越え、市町村発でない情報も含んでいる。「公共情報コモンズ」は、各種の生活インフラの情報、例えば、道路やバスや水道といった公共サービスの提供者の情報も提供できるシステムであり、こうした情報が「相乗り」することで、利便性は高まる。

しかし、生活圏内の多様な情報を一元的に入手できるようになるまでには、システムの信頼性や操作性の向上などの課題を解決していかなければならないので、本行動計画に参加する支援事業者は、そうした課題解決に協力し、支援する。

別表 1 : 地方公共団体

長野市  
松本市  
上田市  
岡谷市  
飯田市  
諏訪市  
須坂市  
小諸市  
伊那市  
駒ヶ根市  
中野市  
大町市  
飯山市  
茅野市  
塩尻市  
佐久市  
東御市  
安曇野市  
佐久穂町  
軽井沢町  
御代田町  
立科町  
長和町  
下諏訪町  
富士見町  
原村  
辰野町  
箕輪町  
南箕輪村  
中川村  
宮田村  
高森町  
阿智村  
泰阜村



喬木村  
豊丘村  
木曾広域連合  
上松町  
南木曾町  
木曾町  
木祖村  
王滝村  
大桑村  
麻績村  
生坂村  
山形村  
朝日村  
筑北村  
池田町  
松川村  
白馬村  
小谷村  
坂城町  
小布施町  
高山村  
山ノ内町  
木島平村

別表2：放送事業者

(コミュニティFM放送事業者)

あづみ野エフエム放送株式会社  
飯田エフエム放送株式会社  
エルシーブイ株式会社  
株式会社エフエムとうみ  
株式会社エフエム佐久平  
株式会社ながのコミュニティ放送  
軽井沢エフエム放送株式会社

(ケーブルテレビ事業者)

あづみ野テレビ株式会社  
株式会社飯田ケーブルテレビ  
伊那ケーブルテレビジョン株式会社  
株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ  
株式会社上田ケーブルビジョン  
株式会社エコーシティー・駒ヶ岳  
エルシーブイ株式会社  
株式会社コミュニティテレビこもろ  
佐久ケーブルテレビ株式会社  
株式会社信州ケーブルテレビジョン  
須高ケーブルテレビ株式会社  
蓼科ケーブルビジョン株式会社  
テレビ北信ケーブルビジョン株式会社  
株式会社テレビ松本ケーブルビジョン  
丸子テレビ放送株式会社

日本ケーブルテレビ連盟信越支部

(県域放送事業者)

信越放送株式会社  
長野エフエム放送株式会社  
日本放送協会長野放送局

別表3：支援事業者

株式会社NHKアイテック

株式会社NTTデータ

株式会社MTS & プランニング

DXアンテナ株式会社

株式会社電算

BAN – BAN ネットワークス株式会社

株式会社日立国際電気

ホーチキ株式会社

株式会社メイテック

ヤフー株式会社

山形カシオ株式会社

ワキヤ技研株式会社